

62.6

1987.6.25

建産連ニュース

第33号

社団
法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆建設業法一部改正に伴う改正点の解説	1
◆建設産業の下請構造と雇用に関する実態調査結果	4
◆「21世紀を展望した街づくり」その14—1(戸田市)	7
◆ " " その14—2(川本町)	8
◆昭和62年度県公共事業等執行計画の概要	10
◆昭和63年度国の施策・予算に対する県要望	10
◆昭和62年度県内市町村普通会計当初予算の概要	11
◆事業報告	
昭和62年度(第8回)通常総会	13
◆理事会・委員会報告	15
◆会員団体の昭和62年度事業計画の概要	16
◆告知板	
県建設工事発注標準額一部改正について	21
コンクリート中の塩化物総量規制等の試行について	21
昭和62~63年度工種別指名参加格付分布一覧	21
雇用安定のために県が緊急対策会議を設置	21
◆企画シリーズ・県内文化施設めぐり(No.4)	
県立歴史資料館	23
鳩ヶ谷市立郷土資料館	24
◆建産連だより	
会員団体の動静・人事往来	25
埼玉建設労働者福祉センターに視聴覚設備整う	27
◆全国建産連協議会だより	
昭和62年度通常総会	28
適正価格推進懇談会の検討結果報告	29
◆連合会日誌	32

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大と共に伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならぬ。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の企業体质の合理化を図り、その強化改善に努める。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建設業法の一部改正に伴う改正点の解説

さきの第108通常国会会期末の5月27日、建設業法の一部改正案が通過し成立を見たのを機に、建設省では同法改正の趣旨並に主な改正点を新・旧対比でまとめられたので、その経過措置等とともに転載を試みた。(W)

改正の趣旨

近年の建設業を取り巻く環境は、建設需要の低迷している中で競争が激化し、その結果、経営環境の悪化、倒産の多発など極めて厳しい状況となっている。また、施工能力に欠ける者や不誠実な者が建設市場に不当に参入しており、これらの不良・不適格業者の排除が建設業界の大きな課題となっている。

このような中で、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の長期的な発展を図っていくためには、「技術と経営に優れた企業」が成長していくことが可能となる条件の整備を図ることが、喫緊の課題となっている。このため、今後の建設産業政策のあり方について、中央建設業審議会に諮問を行っていたところ、本年1月13日に第1次答申を得たので、その趣旨を踏まえ、建設業法を改正して特定建設業に係る技術者に関する資格要件を整備するとともに、技術検定制度及び経営事項審査制度の充実等を図ることとするものである。

改正の内容

1. 特定建設業の許可基準の改正

— 現行 — 特定建設業（2,000万円以上の下請に出して工事を施工できる元請）の許可基準（注1）のうち、営業所ごとに専任で置かなければならない専任技術者については、28業種すべてにおいて、実務経験者（注2）と国家資格者（注3）等が認められている。

（注1）経営業務の管理責任者、専任技術者、誠実性、財産的基礎、（注2）3,000万円以上の工事に関する2年以上の指導監督的実務経験を有する者、（注3）1級施工管理技士（土木、建築、管、造園、機械）、技術士、1級建築士

— 改正 — 総合的な施工技術を要し、公共工事として発注されることの多い建設業、（指定建設業（注1））については、工事のより適正な施工の確保を図るために、専任技術者

を客観的な技術力を有する国家資格者（注2）等に限定する。

（注1）土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業（注2）現行どおり。

2. 建設工事紛争審査会の特別委員の任期延長

— 現行 — 建設工事紛争審査会（注1）の特別委員の任期は1年とされている。

（注1）建設業法上、建設省及び各都道府県に置置。斡旋、調停、仲裁を行う。

— 改正 — 紛争の長期化（平均所要期間17.7カ月）に対応して、特別委員の任期を本委員の任期と同じ2年とする。

3. 監理技術者制度の整備

(1) 指定建設業に係る特定建設業者が工事現場に置かなければならない監理技術者（注1）は、営業所ごとに置かれる専任技術者を国家資格者とすることに伴い、それと同一（注2）の国家資格者等に限るものとし、現場ごとの工事の適正な施工を確保するものとする。

（注1）2,000万円以上下請に出して施工する工事について、技術上の管理をつかさどるものとして、現場に置かなければならない技術者（注2）現行法体系でも同一とされている。

(2) 指定建設業に係る建設工事のうち公共工事であるものに専任でおかれる監理技術者は、

指定建設業監理技術者資格者証を交付されたものでなければならないものとし、発注者はその提示を求めることができるものとする。

——現行—— 公共性の高い工事については、監理技術者は現場ごとに専任で置かなければならぬが、それを実際に確認・担保する手段がない。

そのため、一部の発注者（注1）では既に独自の措置を講じているところもある。

（注1）たとえば、北陸地建ではバッチを支給している。

——改正—— 公共性の高い工事のうちでも特に重要な工事である指定建設業（注1）に係る公共工事（注2）については、現場に置かれる監理技術の専任性を確実に担保するため、写真入りカード（指定建設業監理技術者資格者証）を持った者を置かなければならぬものとし、必要に応じてその提示（注3）を求めてることとして、工事の適正な施工を確保し、発注者を保護する。

（注1） 総合的な施工技術を要し、公共工事発注も多い。（土木事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業）（注2）国民の税金でまかなう（国、地方公共団体等が発注する工事）（注3）提出を含む。

（3） 指定建設業に係る監理技術者となる資格を有する者については、その申請により、建設大臣（注1）は指定建設業監理技術者資格者証の交付を行うものとする。

この交付に当たっては、試験等の合格の有無

の確認と本人確認のみを行い、手数料を徴し本人の写真をはったカード（指定建設業監理技術者資格者証）を発行する。

（注1）カードの二重発行を防ぐため大臣が統一的に行う。

（4） 指定建設業監理技術者資格者証の有効期間は5年とし、更新を受けることができるものとする。更新に当たっては、本人の確認（注1）等を行った上でカードの写真のはりかえを行う。

（注1）生死及び本人の確認、有資格者か否かの確認を行う。

（5） 建設大臣はその指定する者（注1）に指定建設業監理技術者資格者証の交付等の事務（注2）を行わせることができるものとする。

（注1）カードの二重発行を防ぐため、統一的に事務を行わせる必要がある。（注2）手数料を徴収する。

4. 技術検定に係る指定試験機関制度の導入

——現行—— 財團等の行う試験の合格者について、大臣が行う試験を免除するという形で、技術検定を行っている。

——改正—— 今回の改正で技術検定による1級施工管理技士を特定建設業の専任技術者の資格として法律上明示することに伴い、現に試験を行っている機関を法律上の指定機関として位置づけ（注1）、十分な監督を行っていくこととする。

（注1）位置づけの明確化により類似のゼミ

屋等との区別も容易になる。

5. 経営に関する事項の審査制度の整備

建設大臣又は都道府県知事は、建設大臣が指定する者に、経営事項審査のうち経営状況の分析を行わせることができるものとする。

——現行—— 経審（注1）のうち経営状況の審査については、現在では流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率の3指標でしか判定していないため、十分に業者の経営力を把握できないという声が強いが、現状の事務体制では、今以上の審査を行うことは事実上不可能。

（注1）公共工事の資格審査の客観点数の算定のための資料となる。

——改正—— 業者の経営力を的確に審査するため、内容を充実するとともに、公権力の行使を必要としない（注1）審査部分については、第三者機関を活用してコンピュータを利用した客観性の高い審査を行うこととする。なお、審査に当たっては、実費を業者から徴収するものとする。

（注1）売上高、技術者数等の経営規模は、引き続き行政庁が資料を提出させてチェックする。

6. 施行年月日

許可基準の改正の周知徹底、指定機関の指定の準備等のため、法の施行は公布の一年後とする。

技術者の資格要件に関する経過措置等

建設業法の改正に伴う指定建設業の指定と新規の許可並びに既存の建設業者に関する経過措置等で、次の方針を定めた。

1. 指定建設業の指定と新規の許可

改正法の施行は、公布の日から一年後とされており、指定建設業の指定も政令で同時に行われる。これに伴い、指定建設業に係る特定建設業の許可を新規に取得しようとするものは、営業所、現場とも国家資格者等を置かなければならぬこととなる。

(1) 指定建設業としては、土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工業及び舗装工事業の5業種が政令で指定される予定である（改正法第15条第2号）。

(2) 指定建設業に係る国家資格者として建設大臣が定めるものとしては、1級施工管理技士、1級建築士及び技術士が予定されている（改正法第15条第2号イ）。

(3) なお、建設大臣が(2)の国家資格者と同等以上の能力を有するものと認定した者も、新しい技術者の資格要件を満たすこととなる（改正法第15条第2号ハ）。

2. 既存の建設業者に関する経過措置

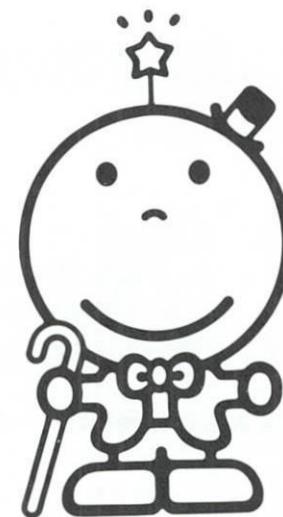
1の(1)の建設業が指定建設業に指定された際、当該建設業について現に特定建設業の許可を受けて営業を行っている建設業者については、指

定後2年間は指定前と同じ基準を適用する経過措置を設けるものとする（改正法第44条の2）。

(1) 指定後2年間は、指定前の許可基準のままで営業を行うことができ、許可の更新もできる。

(2) ただし、2年経過後は、国家資格者等を営業所に置かなければならないとともに、現場に置かなければならない監理技術者は国家資格者等でなければならないものとする。

なお、指定の際、現に営業所に専任でいる者及び監理技術者については、国家資格の取得促進など、実績に配慮した措置を講ずる予定となっている。



EXCITING SAITAMA '88

'88さいたま博覧会

建設産業の下請構造と雇用に関する 実態調査結果の概要

この調査は、労働省が昨年11月に全国主要都市（都道府県庁所在地）近辺の工事現場を対象に、元方以外に少なくとも下請を一次以上持つ、概ね受注額5億円以上の工事現場を選定して実施したもので、元方調査118票、下請調査508票を回収、その結果としてまとめられたものをこのほど入手しましたので参考に再録しました。（W）

1. 事業者および労働者数（一現場当たり平均値）（計）

事業者数 所	事業者数 合 計	労 働 者 数			
		合 計 人	常 用 人	臨 時 人	臨時比率 %
合 計	9.8	64.5	53.3	11.2	17.4
元 方	1.0	7.4	7.1	0.3	4.1
一 次	4.9	33.9	29.1	4.8	14.2
二 次	3.0	18.7	13.8	4.9	26.2
三 次	0.8	4.2	3.0	1.2	28.6
四 次	0.1	0.3	0.3	0.0	0.0

2. 現場での労務管理上の問題

下請調査結果（元方調査結果）

- 労働者の高齢化。 59.4 % (67.8 %)
- 技能労働者の不足。 44.7 (49.2)
- 労務費が高過ぎ、経営を圧迫。 24.6 (7.6)
- 待遇の改善が思うにまかせない。 19.3 (0.8)

- 技術者の不足。 17.7% (11.9 %)
- 下請の管理能力不足。 11.0 (39.0)
- 新技術への適応がうまくいかない。 6.1 (5.9)
- 労働者のやる気が低い。 6.1 (5.1)
- その他 2.8 (1.7)

3. 下請企業における雇用改善への対応

- 教育訓練を徹底する。 69.7 %
- 機械化を徹底し人件費を節約 49.6
- 下請け化を促進する。 35.4
- 業績や能力で差をつけた賃金で刺激。 33.9 %
- 従業員を家族同様にあつかう。 27.8
- 休日増や時間短縮につとめる。 17.7
- 経営情報の公開で会社との一本化をはかる。 17.3
- 社宅や福利の充実。 10.8
- 年功制で長期勤続者を優遇。 9.1
- 思い切って高賃金を払う。 3.1
- そ の 他 3.3

4. 下請建設労働者の雇用・労働条件

- | ① 募集方法 | 臨時労働者 (常用労働者) |
|------------|------------------|
| 1. 縁 故 | 100.0 % (54.2 %) |
| 2. 下請への依頼 | 71.0 (16.8) |
| 3. 公共職安 | 65.6 (49.0) |
| 4. 新聞等への広告 | 19.8 (17.7) |
| 5. 幹旋業者 | 14.5 (2.3) |
| 6. 学校への依頼 | 6.1 (24.5) |
| 7. ちらしポスター | 6.1 (4.3) |
| 8. 発注元への依頼 | 6.1 (1.1) |

9. そ の 他	35.1 %	(10.0 %)	2. 現場毎に、建設労働者の雇用に関する事項を処理する雇用管理責任者を選任しなければならないこと。	72.0 % (85.6 %)
② 雇入通知書の交付		臨時労働者(常用労働者)	3. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(建設雇用改善法)が制定されていること。	63.8 % (82.8 %)
1. 直接労働者に交付	46.6 %	(73.6 %)	4. 建設労働者の雇用の改善を図るために助成措置として、建設雇用改善助成金制度があること。	52.0 % (66.1 %)
2. 組長、リーダーなどを通じて交付	22.9	(11.5)	5. 都道府県庁の所在地には、建設雇用改善室があり、雇用改善に関する相談を行っていること。	34.3 % (43.2 %)
3. その他の方法で交付	3.1	(4.7)		
4. 交付していない	21.4	(8.1)		
③ 賃金の支払い形態				
1. 定額(日給)	81.7 %	(58.2 %)		
2. 定額(月給)	2.3	(24.9)		
3. 定額(その他)	0.0	(2.6)		
4. 出来高	3.1	(3.0)		
5. 定額プラス出来高	3.8	(7.2)		
6. 請負	4.6	(2.3)		
7. そ の 他	0.0	(0.2)		
5. 下請企業における現場責任者の仕事			7. 再下請業者の使用の有無および理由	
1. 作業の方法を決めたり、労働者を配置するなど。	94.3 %		(1) 再下請業者の使用状況	
2. 労働災害の防止に関すること。	86.4		現場でさらに下請を使っている下請業者は41.7 %である。	
3. 労働者を指導、監督すること。	86.2		(2) 下請・再下請使用の理由〔下請調査結果。()内は元方調査結果。〕	
4. 労働時間の管理や残業の指示に関すること。	64.6		1. 工事の進捗によって工事量が増減するので、増加するときに業者を入れる。	34.9 % (22.9 %)
5. 労働者の技能を向上させること。	59.3		2. 下請と長い取引があり、いつも使っているから。	30.2 (32.2)
6. 作業員宿舎など、現場の福利厚生施設の管理運営に関すること。	16.7		3. 請負う工事によって仕事量が変わってくるので、多い時には業者を入れる。	25.0 (23.7)
7. 賃金の額の決定や、配分に関すること。	14.0		4. 自社にない専門的な技術や設備を下請が持っているから。	23.6 (28.8)
8. 労働者の募集、採用。	12.4		5. 多くの人を直に抱えると、労務管理が大変になるから。	21.7 (40.7)
9. 社会保険、労働保険に関すること。	3.1		6. 下請に任せた方が、労務コストが安くて済むから。	18.4 (15.3)
6. 雇用改善施策の周知度〔下請調査結果。()内は元方調査結果。〕			7. 下請に任せた方が、他のコストが安くて済むから。	12.7 (12.7)
1. 雇入通知書を労働者に交付して、雇用関係を明確にしなければならないこと。	86.8 %	(89.0 %)	8. 資本や人の面でつながりがあるので、一緒に工事をしている。	3.8 (4.2)
			9. 発注主から、その業者を使うように指示	

されたから。	3.8 %	(2.5 %)
10. その 他	2.8	(4.2)

8. 下請・再下請業者決定の権限と方法

(1) 下請・再下請業者決定の権限 下請調査結果(元方調査結果)

1. 店 社	76.0 %	(74.7 %)
2. 現場の責任者	14.6	(22.9)
3. 発注者	1.4	(0.8)
4. その他	0.5	(0.8)
5. 無回答	7.5	(0.8)

(2) 下請・再下請業者決定の方法

① 軸体工事の場合

1. いつも決まった業者にやらせている	46.1 %	(26.3 %)
2. 特定の複数の業者の中から選んだ	50.0	(68.4)
3. 特に決まった業者ではなく、今回だけ選んだ	3.9	(5.3)

② 設備工事の場合

1. いつも決まった業者にやらせている	29.4 %	(11.1 %)
2. 特定の複数の業者の中から選んだ	64.7	(82.5)
3. 特に決まった業者ではなく、今回だけ選んだ	5.9	(6.3)

③ 土木工事の場合

1. いつも決まった業者にやらせている	30.6 %	(23.3 %)
2. 特定の複数の業者の中から選んだ	42.4	(70.0)
3. 特に決まった業者ではなく、今回だけ選んだ	20.0	(6.7)

9. 下請・再下請労働者の労務改善、雇用改善

(1) 下請・再下請労働者の労務改善、雇用改善のための対策 [下請調査結果。() 内は元方調査結果。]

1. 安全衛生に気を配る	66.0 %	(82.2 %)
2. 賃金を適正に支払わせる	53.8	(35.6)
3. 技能の向上を図らせる	31.6	(40.7)
4. 休日や休暇を適正に与えさせる	23.1	(27.1)
5. 新規雇用の推進を助ける	4.7	(3.4)
6. 家族的な雰囲気の確保につとめさせる	2.4	(9.3)
7. 福利施設、制度を整備する	1.4	(0.0)
8. その 他	0.5	(0.0)
(2) 下請・再下請労働者の雇用改善が難しい理由 [下請調査結果。() 内は元方調査結果。]		
1. 若い人が来ないので、自然に労働者が高齢化して、問題がでてくる。	48.1 %	(55.1 %)
2. 現場工事という性格から、労働環境や福祉施設の改善に限界がある。	34.9	(54.2)
3. 業者が工事によって一定しないので、指導が持続できない。	32.5	(54.2)
4. 工事が忙しく、下請指導の時間的余裕がない。	25.5	(11.9)
5. 下請業者の建設労働者の自覚が足らなかったり、規律が低い。	24.5	(37.3)
6. 下請業者側の現場責任者の管理能力が高くなない。	21.7	(22.0)
7. 工期が短くなり、一時的にに入る業者に指導を長く続けられない。	19.8	(26.3)
8. 当社の側で労務管理に詳しい人を現場に置けない。	17.9	(6.8)
9. 競争で経営余力が苦しくなり、改善の余裕がない。	17.5	(9.3)
10. 下請業者の自覚が足らず、指導に協力的でない。	16.0	(12.7)
11. その 他	0.0	(0.0)

水と緑を活かした 文化・産業都市をめざして



戸田市長 斎藤 純忠

はじめに

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、荒川をはさんで東京に隣接しています。

都心部からは20km圏内にあり、東西7km、南北4km、面積18.01km²の全くの平坦地あります。

この横長な市域を国道17号、埼京線、新大宮バイパスがそれぞれ縦断し、西北部で東京外かく環状道路が横切っています。

東京との自動車交通にとっては、北の要衝として、また産業を中心とした都市として発展してきました。

その中で、昭和60年9月の国鉄埼京線開通は、それまで陸の孤島といわれた戸田市に様々な変化をもたらしつつあります。まさに鉄道交通の威力というべきか、開通以来、市外との往来が際立って多くなってきました。

昨夏の戸田橋花火大会には、最寄りの戸田公園駅に県内や都内から25,000人もの見物客が降り立ち、花火会場の荒川土手はかってない人波で埋まりました。

また、文化会館、スポーツセンターといった公共施設も、首都圏レベルのイベント会場などに使われるケースもでてきて、そういった催しはすべて埼京線利用者を当て込んでいるということです。

一方、市民の生活行動にも変化が現れています。池袋、新宿が時間的に至近距離になったことから、消費行動でも市外への流出傾向が見られ、市内商業にも影響がでてきています。

そして、いま最も目立つ現象がマンション建築であり、相当数計画されております。

こうした中で戸田市の人口は、10年来ずっと停滞傾向にありましたが、埼京線開通後の今日、社会増減もプラスに転じ、増加傾向が表れてきています。

戸田市の将来都市像

昭和80年を目標年次とした戸田市第2次総合振興計画基本構想では、将来都市像を『水と緑を活かした心のふれあう文化・産業都市』としました。

これは、埼京線の開通や基幹道路の整備によ

り発展が約束されている戸田市にあって、恵まれた自然環境と住環境の中で、より質の高い市民生活と市民文化、それに活力ある産業が共存する都市の実現を目指すものであります。

その基本となる柱は、①水と緑の人間環境都市、②活力ある創造的産業都市、③高次の教育、保健、福祉都市の実現であります。

1. 水と緑の人間環境都市

戸田市のシンボルともいいくべき、緑に恵まれたきわめて親水性の高いポートコース、戸田公園、道満グリーンパークを有する荒川河川敷一帯を、自然指向のスポーツレクリエーションとしての機能及び市域外にもつながる広域的な避難帶としての機能をもたせます。

また、荒川、笛目川等の水質浄化につとめ、川沿いの緑化や緑道の整備により、親水性の高い『水の回廊』を形成しています。

一方、スポーツ、レクリエーションゾーンと3駅ならびに主要施設とを結ぶ、歩行者優先の緑道網、さらに通勤新線の環境空間をグリーンベルトの設置等により、『緑の回廊』として役割をもたせ、これらの回廊を歩いて楽しく市域を一巡できるよう整備し、都市美を創出いたします。

2. 活力ある創造的産業都市

産業の活性化なくして都市の発展はありえないとの基本理念にたち、工業・流通の改善、高度化、そして特色と魅力ある商業の振興などを

積極的に推進していきます。

工業については、先端技術産業である印刷、出版、その他情報関連や医薬品、機械関連などの各種産業の育成・導入を図るとともに、流通については、立地性を生かしつつ、情報化・サービス化による高度化などの促進に努めます。さらに、中小企業に対しては、経営の近代化に努めるとともに良好な生産環境を確保するための施策を進めます。

商業については、駅周辺を都市整備などにより、それぞれ特色をもった商業地の形成を図ります。また、市民のニーズにこたえる商品仕入れ、個性ある商店街づくりなどの促進に努めます。

3. 高次の教育、保健、福祉都市の実現

教育の根本は人づくりであります。そのためには次代をになう子供たちから老人までが成育できる教育的環境の整備を図り、市民一人ひとりがもっている教育的、文化的な能力や資質の向上をめざす人間形成の場としてのまちづくりを進めます。

また、市民が互いに助けあい励ましあって、誰もが安心して明るく暮らせるまちとするため福祉事業を積極的に推進するとともに、創造性豊かな文化・芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動を積極的に推進していきます。

80年代後半を迎えた現在、間近に迫った21世紀に向けて、新たなる時代の潮流が見えてまいりました。

それは、高齢化社会・国際化社会の到来、科学技術の革新、産業構造の変化などであり、これに伴い、社会の仕組みや人々の生き方まで大きく変わってくることが予想されます。

また戸田市は、鉄道のある新しい都市として出発してから、今年で満2年を迎えるわけであります。

今こそ、新しい世紀に向かい、英知と創造力を結集し、個性豊かな魅力ある街づくりを目指し、着実にその基礎を築いてまいる決意であります。

どうか関係の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を切にお願いいたします。



しかし、稲作や麦作、養蚕などに依存してきた農業経営も社会情勢の変化により低迷し若い労働力も他産業へ流出している現状です。

このような社会状況の中で川本町は「健全な都市の構造と文化的活力を備え誇り高く明るいわがふるさと」をスローガンに掲げ昭和58年3月、第2次川本町総合振興計画、基本構想を定

21世紀を展望した街づくり(その14—2)

住民の誇りとする 未来都市“かわもと”を目指して



川本町長 鯨井 正三

川本町は埼玉県北部に位置し、秩父地方の山なみを一望する平坦な地にあり、町の中央を荒川が流れ、美しい景観を見せています。

歴史的には鎌倉時代の武将、畠山重忠公の出

生の地として知られ、農業を中心として栄えてきた純農村地帯です。昭和40年代には農業基盤整備事業により、ほ場整備が町全域にわたり行なわれてきました。

めました。この基本構想は21世紀に向けての土地利用の在り方に主眼をおき「国土利用計画」と平行して策定、農業用地や緑地を保全することは当然のこととし工業団地の導入や住居系市街地の確保、公園レジャー施設用地、新「駅」設置など未来都市を展望、新しい町づくりの指標を明らかにし、町政運営の基本として位置づけを行ないました。

住み良い魅力あふれるまちづくり

こうした一連の計画を策定するにあたり住民の意向調査も同時に行ないましたが都市的土地利用への関心は強く、約95パーセントが望んでおり、特に地域の発展のためには企業誘致や住民地域の拡大、公共施設の充実などの意見が多く、関越自動車道花園インターチェンジを利用した交通の利便を生かした企業誘致をしようということで町をあげて推進することにして工業立地検討委員会等を設置、各方面へのお願いや検討を実施して参りました。

その結果、県企業局が工業団地造成を実施することに決定し、町の南東部の丘陵地約50ヘクタールを5ヶ年継続事業で「川本工業団地」として開発することになりました。そして府内に「プロジェクトチーム」を編成し対応をしているところです。

また、これに隣接した地域には県立農林公園（仮称）14ヘクタールの造成が進められ木材文化センターや見本展示圃、農林センター、花卉総合指導センターなどが建設される予定です。

そして、民間ゴルフ場立地計画と合せレジャー施設が整備されます。

住居地域の「線引き見直し」も長い懸案でしたが秩父線、武川駅を中心として住居系市街地が昭和60年11月決定し駅前広場や都市計画道路が整備されることになります。

また、この地域には「地区計画」制度も取り入れ壁面の後退や道路に面したブロック塀など制限し住みよい街づくりをめざしています。

将来的な構想としては、すでに新設開業した「明戸駅」付近と一体とした機能に整備し、さらに県道深谷嵐山線の沿線八幡地区まで市街化区域に編入、計画的宅地供給を行い人口の増加を図り、地域の活力を増大して行く計画です。

また、これらと平行して重要なのが下水道計画です。下水道は巨大な予算と長い年月を必要とする事業です。このため荒川上流の寄居町、花園町、そして川本町の3町で流域下水道事業として整備することとなり、川本町は計画区域を268ヘクタールとし、昨年度から流域関連公共下水道事業として国庫補助事業により一部工事が開始されました。

交通網の整備は国道140号線の4車線化や県道の改修、さらに明戸駅付近より本田地内に至る間の荒川に橋梁の新設などを考慮し、関越自動車道嵐山付近にインターチェンジ新設要望も関連市町村と協力、陳情中です。

21世紀に向けては地域航空の導入、テクノグリーン構想、新交通システムによる県北の交通体系の強化など考慮し実現して行かなければな

らない問題として山積されています。

しかし、こうした発展が予測される中でふるさとを愛し、歴史を大切にし「物の時代から心の時代」に目を向け、明日の川本町が生活・産業・文教、そして福祉面等がそれぞれ調和し、住みよさと活力に充ちた新たなふるさととして個性があふれ、住民の誇りとする「未来都市かわもと」に大きな期待をかけ、行政もこれまで以上の総合的、効率的な運営が必要であると同時に町民の協力、そして関係皆様の御指導により、13年後に到来する21世紀の目標達成に邁進してゆく所存です。



埼玉県

62年度公共事業等施行計画 上半期81%を目標

埼玉県の昭和62年度公共事業等施行計画が6月1日、公表された。

内容は、5月29日の経済対策閣僚会議で打ち出された国の執行計画目標上半期80%以上前倒しの方針を受け、県は、上半期における契約総額の割合を過去最高（61年度79.4%）を上回る81%を目標値として設定し、可能な限り施行の促進を図ることとした（61年度上半期実績は69.4%）。

63年度国の施策・予算編成に対する県要望 県民生活基盤の充実へ54項目を掲げる

埼玉県は6月1日、昭和63年度国の施策並びに予算編成に対する各省庁要望をまとめ、その内容を明かにした。

要望の趣旨は、県人口は600万人を超えることに伴う都市化の進展に対処していくには、生活基盤の充実を図るためにまちづくりをはじめ、交通、福祉、医療、教育等々県民生活の全般にわたり、早急に解決しなければならない問題が山積している現状を踏え、まず、地方財源の確保を第1に長期的な財政措置のあり方の検討を要望、各セクションごとに分類、合計54項目を

なお、工事費関係の対象事業費は、1,584億9,919万8千円で、その上半期執行計画目標は83.8%とされている。
ちなみに、61年度の工事費等の状況をみると、対象事業費は1,282億5,489万7千円で、上半期の執行目標率は80.8%であって、実績は73.9%、1,169億4,819万1千円であった。

助などを内容とする地盤沈下防止対策要綱の早期策定。

4. 公立学校施設整備=大規模改修費に係る地方債措置の拡充と、同補助を高等学校に適用すること。

5. 廃棄物処理対策=東京湾フェニックス計画と積極的に推進すること。都道府県の廃棄物埋立処分地施設に対する事業費の確保。

6. 農業基盤整備事業の推進=かんがい排水事業、は場整備事業、農村総合整備事業の一層の促進。

7. 工場立地に係る法的制限の緩和=首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の緩和、工場の新・増設が制限されているが、経済活力の低下が懸念される（川口市の状況を挙げる）。

8. 地域航空システムの推進=基盤となる小型機用空港の整備促進、助成制度の創設。

9. その他=①県施行街路事業費の増額②防災公園の整備の推進③市野川流域下水道事業の新規採択④第7次治水五カ年計画の積極的の推進⑤第10次道路整備五カ年計画における事業費の大幅確保⑥公営住宅建設事業に係る要望戸数及び所要経費の確保⑦ミニ開発住宅地（狭小宅地）等の集団的開発地区の住環境整備事業を行うための制度の充実など。

掲げた。

その主なものは――

1. 交通安全対策=本県の交通事故の現状を勘案し、事業量を確保し、第4次交通安全施設整備5カ年計画を積極的に推進する。

2. 水資源の確保=水資源施設が未完成のものが多いので、ダム等の建設促進のための予算の重点配分。

3. 地盤沈下防止対策=加速の関東平野北部地域の測定、観測及び調査を充実し、関係地方公共団体に対する助言、指導、その他必要な援

昭和62年度市町村普通会計当初予算の概況

総額 1兆620億円（対前年度比3.9%増）

普通建設事業費(5.5%増)は4年連続減少にピリオド

5月はじめ県地方課が発表した昭和62年度市町村普通会計当初予算の概況によると、県内92市町村（40市40町12村）の普通会計当初予算の総額は、1兆620億300万円で、前年度に比べ403億2,800万円、率にして3.9%の増加である。

本年度予算の特徴

1. 予算規模は3.9%増で、国の地方財政計画（2.9%増）を上回ったものの、前年度当初予算の伸び（4.5%）を下回っており、過去6年連続1桁の増加率であって、伸び率から見てなお抑制型といえる。

2. 市町村税が6.5%増加したものの、地方交付税、国・県支出金は6.8%、1.7%とそれぞれ減少し、5年連続の減少である。この結果、自主財源比率は73.2%と前年度を1.4ポイント上回り、過去10年間で最高となり、歳入構造の面からみれば好転しているといえる。

また、昭和59年度から61年度まで3年連続して減少していた市町村債は、普通建設事業費の増加及び財源対策債の発行等により6.4%増加している。

3. 売上譲与税、利子割交付金を計上（科目設定）したのは7町村であった。

4. 普通建設事業費は、昭和58年度から61年度まで4年連続減少していたが、62年度は単独事業費の増加により、全体としては5.5%の増加となった。

歳入・歳出の傾向分析

1. 地方交付税

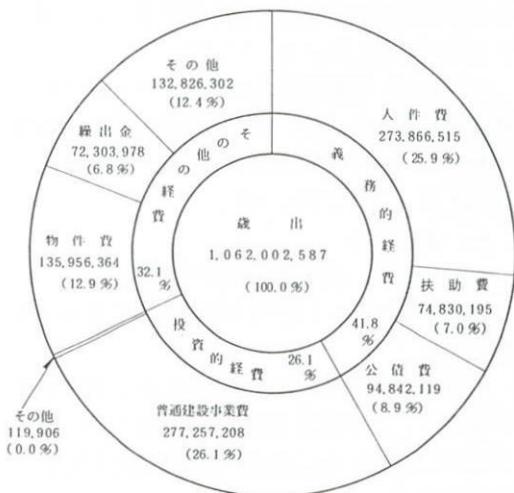
市町村税は、6,188億4,100万円（構成比58.3%）で前年度に比べ376億9,500万円、6.5%増加している。

増加の主な要因は、市町村民税個人所得割が、所得水準の向上等により8.7%増加したこと、及び、固定資産税が土地評価替えの負担調整と家屋の新增築分の増加等により8.3%増加したことによる。

2. 地方交付税

地方交付税は、840億9,600万円（構成比7.9%）で、前年度に比べ60億9,900万円、6.8%減少している。

昭和62年度市町村普通会計当初予算



減少した主な要因は、円高不況等により法人税割が減少したものの、個人所得割、固定資産税等の好調な伸びにより、基準財政収入額の伸び率が基準財政需要額の伸び率を上回ったためである。

3. 国・県支出金

国・県支出金は、1,150億1,400万円（構成比10.8%）で、前年度に比べ19億5,400万円、1.7%減少している。

このうち、国庫支出金は760億9,300万円で、前年度に比べ23億300万円、2.9%減少している。

また、県支出金は389億2,100万円で、前年度に比べ3億4,900万円、0.9%増加している。

国庫支出金が減少した要因は、補助事業の減少及び国庫補助負担率が前年度よりさらに引き下げられたことによる。

ちなみに、国庫補助率の引き下げによる影響額（59年度との比較）は、経常的経費で83億9,500万円、投資的経費で32億8,000万円、合計116億7,500万円である。

4. 市町村債

市町村債は、610億900万円（構成比5.7%）で、前年度に比べ36億8,500万円、6.4%増加している。

市町村債は4年ぶりに増加したが、増加の主な要因は、普通建設事業費の増加及び地方財源の不足に対処するための財源対策債を見込んだためである。

歳出面の主なものは、次のとおりである。

1. 人件費

人件費は、2,738億6,700万円（構成比25.9%）で、前年度に比べ98億6,000万円、3.7%の増加である。

人件費増加の要因としては、給与改訂に伴うものである。ちなみに、職員数は44,338人で、前年度に比べ149人、0.3%増加している。

2. 普通建設事業費

普通建設事業費は、2,772億5,700万円（構成比26.1%）で、前年度に比べ144億1,000万円、5.5%増加している。

内訳をみると、単独事業費が1,985億5,500万円で、前年度に比べ192億6,000万円、10.7%増加したのに対し、国庫補助事業費は736億

6,8000万円で、前年度に比べ62億1,700万円、7.8%減少している。国庫補助事業費の減少は、義務教育費（施設）を中心とする国庫補助事業が減少しているためである。

3. 物件費

物件費は1,359億5,600万円（構成比12.9%）で、前年度に比べ58億6,700万円、4.5%増加している。

過去10年間の構成比の推移を見ると、徐々に上昇しているが、業務の民間委託（電算処理、ご

み収集等）が増加したことや、公共施設の増加に伴い維持管理費が増加していることが主な要因である。

昭和62年度埼玉県市町別普通建設事業費（性質別歳出）

市町村名	普通建設事業費	市町村名	普通建設事業費	市町村名	普通建設事業費	市町村名	普通建設事業費
川越市	12,857,570	鳩ヶ谷市	1,405,002	名栗村	209,058	妻沼町	1,413,187
熊谷市	4,694,762	朝霞市	6,126,298	滑川町	440,458	岡部町	1,058,465
川口市	18,999,889	志木市	2,069,520	嵐山町	1,142,759	川本町	443,085
浦和市	18,466,100	和光市	1,944,401	小川町	1,202,820	花園町	399,350
大宮市	21,225,500	新座市	4,635,280	都幾川村	565,033	寄居町	2,452,892
行田市	2,849,339	桶川市	5,580,473	玉川村	350,530	騎西町	670,124
秩父市	1,908,865	久喜市	1,752,615	川島町	1,158,750	南河原村	199,144
所沢市	9,432,310	北本市	2,258,142	吉見町	810,374	川里村	866,161
飯能市	5,194,443	八潮市	3,461,878	鳩山町	794,872	北川辺町	882,256
加須市	2,306,539	富士見市	3,487,357	横瀬町	516,591	大利根町	1,339,570
本庄市	2,463,374	上福岡市	2,574,860	皆野町	481,192	宮代町	1,309,752
東松山市	3,301,023	三郷市	3,813,915	長瀬町	200,720	白岡町	1,837,387
岩槻市	5,252,814	蓮田市	3,751,953	吉田町	682,989	菖蒲町	1,939,876
春日部市	8,556,575	坂戸市	2,422,856	小鹿野町	905,276	栗橋町	763,862
狹山市	7,723,620	幸手市	1,816,877	両神村	495,068	鶯宮町	477,465
羽生市	2,311,166			大滝村	544,022	杉戸町	2,049,091
鴻巣市	3,165,818			荒川村	285,710	松伏町	610,996
深谷市	5,200,011	伊奈町	1,951,722	東秩父村	541,955	吉川町	1,571,103
上尾市	7,852,163	吹上町	879,012	美里町	889,576	庄和町	1,480,196
与野市	4,265,504	大井町	1,392,260	児玉町	860,242		
草加市	8,803,141	三芳町	1,987,584	神川村	345,642		
越谷市	12,265,932	毛呂山町	1,163,977	神泉村	163,042		
蕨市	2,874,955	越生町	810,499	上里町	1,110,855		
戸田市	2,133,441	鶴ヶ島町	2,224,370	大里村	433,323		
入間市	5,906,245	日高町	2,142,902	江南町	697,537	市町村計	277,257,208

昭和62年度(第8回)通常総会開く 新事業計画・収支予算を可決

当建産連は5月29日、埼玉建産連会館センター第一会議室において昭和62年度(第8回)通常総会を開催、昭和61年度事業報告及び収支決算、昭和62年度事業計画及び収支予算の各案をいずれも原案どおり可決承認したのち、理事等の補欠選任を行って閉会した。(写真は議場風景)

議事経過概要

定刻開会、積田副会長よりの開会の辞に次いで斎藤会長は挨拶に立ち「ここ数年、公共事業の抑制、民間建設需要の低迷によって苦しさに耐えてきた我々業界も、ここにきて多少風向きが変ってきた。本日の経済対策閣僚会議で、内需拡大を柱にした緊急経済対策が決まり、約2兆円の一般公共事業の追加、1兆円規模の所得税減税、住宅金融公庫融資枠の拡大などを含む6兆円規模の補正予算が浮上、極めて早い時期に実現の可能性にあることが伝ってきた。建産連としても大いに期待すると同時に、最近確保難といわれる技能士雇用対策、また、手がけた都市再開発事業への参入手法の研究等を積極的に推進することなど、当面の課題をあげ、本総会に臨む姿勢を述べ、議事に対する協力を要請した。

次いで議長に島村副会長を選出して議事を進めた。

まず、第1号議案・昭和61年度事業報告、第2号議案・昭和61年度一般会計収支決算、第3号議案・昭和61年度建産連会館及び同センター管理運営特別会計収支決算の3議案を一括上程。事務局より内容説明が行われた。事業報告の中で①建設需要の予測調査(本県建設産業の現状と建設需要の中期展望)を行ったこと。②建設需要の創出を図るために都市再開発特別委員会を設置し、その手法に関する研究・討議を行った。③さいたまユアンドアイプラン(埼玉中枢都市圏構想)の現状と今後の推進方法、日本経済の動向と中小建設産業界の生きる道——などを演題とした講演会の開催などを特に取りあげた。収支決算関係では、特に問題視される変動はなく推移した旨説明、一括採決の結果、各案とも原案をもって承認することで可決された。

次いで第4号議案・昭和62年度事業計画、第



5号議案・昭和62年度一般会計収支予算、第6号議案・昭和62年度建産連会館及び同センター管理運営特別会計収支予算案を一括上程、事務局が内容説明を行い、一般会計予算は2,305万2千円で、前年度比100万4千円(4.0%)の減、また、特別会計予算は1億665万8千円で、前年度比806万6千円(8.2%)増で、採決の結果、原案どおり承認された。

続いて、役員の補欠選任(第7号議案)を行い新たに理事5名、評議員3名及び専務理事(いずれも前任者辞任に伴う交替)を決めたのち、安藤副会長の閉会の辞で散会した。

なお、引き続いて席を3階大ホールに移し、畠知事をはじめ関係者多数を迎えて懇親会を開いた。席上、祝辞に立った畠知事は、「長い間景気の停滞で苦しい経済環境にあったがここに

きて政府も思い切った景気対策、内需拡大に本腰を入れるようになったようだ。62年度公共事業は80%以上の前倒し執行の方針を決めたが、本県もこの方針に沿って配慮して参りたい。なお、政府はこのたび6兆円規模の補正を行ってさらに公共事業等の拡大をも決めたが、県としてもその対応に十分心して適切に対処することにしている。建産連の各団体はそれらの先導的役割を担うこととなり、意図する内需拡大に寄与する面は大きい」と、業界対策に積極的考え方を述べられた。

また、牧野徹建設省建設経済局長の代理として出席の後藤紳太郎建設業課長補佐は、同局長から託されたメッセージとして「ここにきて前途に若干の明さが出てきたが、建設産業を取り巻く環境は種々の情勢から依然として厳しい状況にあることは否定できない。建設省としては、建設業の長期的展望を期待していくためには、今こそ行動を起こすべきであるとの考えのもとに諸制度の見直し等を行って技術と経営に優れた企業が成長して行ける条件づくりを講じていく」ことを骨子に業行政の立場から建産連の処すべき方向づけなどが寄せられた。祝辞のあと池田平八郎県土木部長の音頭で開宴、歓談のうちに時を過し盛会裡にその幕を閉じた。

祝　　辞

牧野　徹建設省建設経済局長
(メッセージから)

骨子

建設業を取り巻く環境は、需給ギャップによる過当競争の発生、利益率の低下などの経営環境の悪化など、依然として厳しい状況にあることは否定できません。

このため、建設業の長期的発展を確保していくためには、今こそ行動を起こすべきであるとの考えのもとに、建設省として講じていくべき施策について、昨年2月、中央建設業審議会に対して諮問を行い、銳意御審議をいただいてきたところであります。このうち、建設業許可など制度面に関する事項については、本年1月に答申をいただき、その趣旨に沿うて建設業法の改正作業を進めて参りましたが、皆様の御支援、御協力を賜りまして、おととい、5月27日に国会において可決成立了。改正の詳細については割愛させていただきますが、本改正により特定建設業への指定建設業制度の導入、経営事項審査制度の整備などを行い、「技術と経営に優れた企業」が成長していくける条件作りを講じていく所存であります。

また、中央建設業審議会においては、引き続いてこの夏に「共同企業体」について、来年度には「産業構造の改善を進めるための諸方策」について御答申を頂く予定で審議が進められて

います。いずれも、建設業の健全な発達を図る上で今後の建設産業政策の鍵となるものであり、答申ののち、その趣旨に沿って施策を推進して参る所存であります。

もとより、建設業発展の基本は自助自立であります。建設産業ビジョンや中建審における議論の中で、業界が長期的に進んでいくべき基本的方向が明確になってきた今日、今こそ業界一体となった取り組みが重要であります。特に、建設産業団体連合会は、唯一の業界横断的な団体として、元請・下請関係の適正化など課題に対して、その組織の特色を生かして積極的な取り組みが期待されます。

埼玉県建設産業団体連合会の皆様におかれましては、今後共建設業発展に推進役としてその役割を十分に果されることを期待しております。

昨今は、国際協調型経済構造への転換の要請のもとに、内需拡大の気運が高まっており、7月にも大型補正という声も聞いております。しかしながら、この情勢を追い風としながらも我が国の基盤産業である建設業の地位を将来にも確固たるものとするため、今、この時に、やるべきことはやっておかなければなりません。建設省としても全力を尽す所存でありますが、皆様におかれましても、より大胆に課題に対して挑戦していかれることをお願いしております。

広報委員会



4月7日正午から建産連会館特別会議室において開催、本誌32号の発行について、同33号の編集方針、ポスターコンクール開催についてなどを議題にした。（写真）

本誌33号については編集項目案を提示し、その狙いと目的等について説明、原則的に同意を得、編集、発行作業を進めることができた。

ポスターコンクールについては、募集に対する従来の考え方を替え、形式は縦書、横書を自由とし、題材を作業現場風景やそこに働く者の姿を描いた「絵」も対象とすることを明示し、名称も「ポスター絵画コンクール」に改めたいとし、了承を得た。また、応募校に対し「事前に学内審査の実施」を要請し、募集の合理化を図る、後援機関として「県」の参加をも要請し、権威づけを行うことにしたほか、作品掲示場の拡充を図る、入選者に贈る賞状を後援機関或は会員団体賞のような「特別賞」も検討することなどが合意された。

入賞ポスターを額縁にしたカレンダーについ

て、活用面を考慮して全体に再検討することが申し合わされ、次回に結論づけを行うことで合意された。

理 事 会



5月7日、当建産連会館特別会議室において開催、5月29日開催の62年度通常総会付議の各案件について事前協議を行った。提案の各案について事務局説明をもって意見を求めたが、特に加除、修正の意見なく、いずれも原案をもって総会に臨むことが合意された。

なお、加盟団体長等の異動により役員の補欠選任を行い、次のとおり承認された。

・理事・後藤喜平（埼玉県建設大工事業協会）。同・岩崎照夫（社）埼玉県宅地建物取引業協会）

・評議員・渡辺昭一（埼玉県建設大工事業協会）

・専務理事・長島孝因（（社）埼玉県建設業協会）

また、先の理事会で了解の当連合会の顧問として埼玉県知事及び県議会議長を推戴することについて、近く正式に就任要請を行う旨の会長発言を了承して閉会した。



各団体昭和62年度事業計画の概要

(社)埼玉県建設業協会

我が国の経済は、急激な円高と貿易不均衡の是正、景気回復策として打ち出された公共事業をはじめとする内需拡大の諸施策が、引き続く財政再建策によって所期の効果を十分に發揮できないまま、推移したこと等から雇用不安が増加し、依然として景気好転の兆しが見出せない状況である。

我々業界も、引き続く公共事業の抑制、業者数の増加等から過当競争による収益率の長期低落傾向が続き、企業倒産が多発する等厳しい経営環境のもとにおかれている。

このような厳しい現状認識の上に立って、当協会は、昭和62年度の重点事業として、下記事業を中心、積極的に事業活動を進めることにしている。

- 建設工事量の拡大確保対策の推進と公共工事の計画的かつ適期発注の促進。
- OA化による建設業許可審査の本格的運用体制の整備促進。
- ダンピング防止等業界秩序、倫理の確立。
- 建設工事からの暴力団等の徹底排除の推進。
- 建設業近代化対策の推進。

(社)埼玉県電業協会

中曾根総理は4月末アメリカに飛んだ。

日本の黒字減の具体的数字と実施時期を明瞭に、アメリカに説明し納得してもらう為に行かれたものと思うがほんとうに妙案があるのだろうか。

舵取りを誤ると経済は失速し墜落しかねない、内需拡大に軟着陸してほしいものである。さて、この様な経済環境下で予算の前倒し或は、大型補正予算の編成等言葉の上では、華やかにはやしたてられているが我々企業はこの様な経済状況下をどう生きぬくかを真剣に模索しなければならない。

そこで我が電業協会では今年度事業（総事業予算額8,852,000円）として次の4点を重点施策として事業を計画した。

「事故防止対策」 400,000円

1. 事故を起しては元も子もない、事故を起きぬ事が生き抜く第1の条件と考える。安全パトロールを年2回実施し、技能講習会等も開催し事故防止の徹底を図る。

2. 「技術研究対策」 1,050,000円

技術革新に伴なう、資材、器具、研修に力を入れて、年数回の講習会を開催し技術の向

上と工事経費の節減に当る。

3. 「企業対策」 1,050,000円

個々の企業では困難、或は無駄が多い面を協会が補足するために、官公庁或は民間に向けて陳情・要望・を行なうと共に、共同印刷、共同購入等を実施して経費の節減と効率化に努める。

4. 「広報活動の充実」 630,000円

2ヶ月に1回（年6回）広報紙を発行し、官公庁並びに関連団体にも配布すると共に会員にも各種情報の交換の場或はPRの場として充実する。

埼玉県電気工事工業組合

昭和62年度事業方針

新年度は組合体力の増強に伴う新加入者の勧誘と新技術の取得、講習会等を積極的に取り入れ、特に県当局より受託する窓口業務の委託事業を更に効果的に進め、工組の資質及び地位の向上に資すると共に各種研修会や講習会を通じて不況対策にも対応していきたい。

事業計画

- 組合強化拡大を図るため未加入業者の組合加入促進
- 共同保守管理事業の継続
- 技術講習会、県委託の登録事業の効果的推進
- 中小企業団体中央会各種講習会、研修等に参加ならびに組合青年部の育成

5. 共同購買事業

購買部、事務局扱共その取扱方法、実施要領等、組合全体に利益をもたらすよう見直しをも含めて継続。

6. 経営、教育情報等いち早く伝達、業界活性化に一段と努力

7. 機関紙、埼電工ニュースを発行、業界や工組の活動の周知徹底を図る

8. 福祉や厚生事業

9. 社団法人全関東電気工事協会等各種団体の業務に協力

(社) 日本塗装工業会埼玉県支部

(社)日本塗装工業会埼玉県支部第4条に規定する業務を推進するため、会員各位の協力を得て次の事項に重点をおいて当面する諸情勢に対応して効率的な業務の運営を図るものとする。

重点

- 複合仕上技術の向上と技能訓練の推進
- 経営の近代化と需要開発運動の促進
- 組織の強化と事業の拡充

事業項目

1. 会議関係

- (イ) 定時総会
- (ロ) 支部役員会
- (ハ) 需要開発促進会

2. 経営基盤の確立と施工能力の強化

- (イ) 需要の変化に対応して複合仕上技術システム化と塗装面の劣化度診断技術の向上を

図るための研修会開催

- (ロ) 講習会の開催
 - (ハ) 工事指導員の研修会の開催
3. 需要開発に伴う技術、技能、安全性を高め
需要開発運動を強力に実施する。

- (イ) 鋼橋塗装作業技能講習会の開催
- (ロ) エポキシ樹脂注入工事作業技能講習会の開催
- (ハ) 塗装工事積算資料の巾広い活用の促進
- (ニ) 各民間団体を対象とした塗り替え工事に
関連して団体指名を図る。

4. ボランティア活動の一環として本年も引続き福祉施設の塗り替え工事を実施し地域社会の福祉の振興に貢献する。

5. 雇用促進事業としてレクリューションの開催

6. 本会の事業を一層推進するためには組織の細胞である会員の協力があってこそ達成されるものであります。従って会員相互の親睦を図るために集会の実施

(社) 埼玉建築士会

重 点 施 策

- 建築士の知識、技術の練磨とよりよい建築行政への参加
- 社会的要請による指定講習会並びに受託業務の実施
- 委員会業務の積極的推進と情報の提供

1. 建築士の教育と表彰

- (1) 建築士法第22条第2項による指定講習会の実施
- (2) 関係法令等の説明会
- (3) 講演会、研修会の開催
- (4) 設計競技等への参加と研究
- (5) 建築CADの研究と普及
- (6) 関係機関への要望及び建築功労者の表彰、推薦

2. 連携と広報

- (1) 住まいと暮らしを考える建築相談の開催
- (2) 全国大会及び全国研究集会への参画と対応
- (3) 関東甲信越建築士会ブロック会への参加
- (4) 会誌「建築士埼玉」及び「季節だより」の発行
- (5) 法令図書及び法令用紙等の作成
- (6) 会員の加入と促進

3. 受託事業の実施

- (1) 一級及び二級・木造建築士試験事務
- (2) 建築物の鑑定・受託

4. 建築行政への協力

- (1) 「違反建築・違反宅造をなくして住みよいまちづくり」運動への参加
- (2) 地域文化と建物の景観顧章制度への参加
- (3) 建築士試験実施案内業務
- (4) 建築士登録申請に係わる電算事務
- (5) 埼玉博への協力

5. 助成と育成

- (1) 社会とともに歩む建築士の研修

- (2) 創造性のある建築物研修会
 - (3) 支部活動の活性化
 - 6. 福利厚生
 - (1) スポーツ大会等への助成
 - (2) グループ保険・共済制度への協力
 - 7. 関係団体との協調、研究
- 官公庁及び各種団体への協力
 • 賛助会委員会
 • 賛助会員との親睦、研鑽
- ※本年度は会員増強、都市再開発の研究について強力に事業を推進するため、特別委員会等の設置を考える。

(社)埼玉建築設計監理協会

- 総務委員会
 - 総会、定例会、理事会の会議運営の協力
 - 資料及び議事録作成、会員増強企画
- 財務委員会
 - 事業費の検討
 - 予算の検討
 - 協会の会計一般
- 福利厚生委員会
 - 会員の健康と福利厚生についての諸活動
 - 親睦旅行の実施
- 広報委員会
 - 会誌の発行
 - 県市町村への広報活動
 - 協会のP R
- 業務委員会
 - 事業保険の研究
 - 設監業法の告示1206号のP R
 - 業務に関する各用紙の研究
- 技術研修委員会
 - 意匠構造等の技術研修
 - 材料施工の研究

(社)埼玉県測量設計業協会

1. 事業活動のこと
 - (1) 県関係部局長との懇談会
 陳情事項に対する県の見解及び昭和62年度の事業概要等について
 - (2) 機関誌「埼玉の測量」の発行 年2回
 - (3) 基準点測量B課程専門技術講習会
 - (4) 公共測量作業規程講習会
 - (5) 研修旅行
 - (6) スポーツ大会
 - (7) 各種調査研究
 - (8) 経営に関する講習会
 - (9) 会員名簿の作成 配付
 - (10) 地図展
2. 陳情要望等のこと

相手方 県知事（本府部局長、出先機関）
 市長会長、町村会長、市町村長、国の出先機関。
 内容(1) 会員の優先指名、(2) 年間発注の平準化、端境期対策、(3) 事業量の確保、
 (4) 積算の適正化、(5) 道路台帳に代る新規事業開発を強力に訴える。
3. 会議のこと。

- (1) 昭和62年度通常総会、(2) 第7回関東地区協議会県測量協役員代表者会議、(3) 定例役員会 毎月1回開催、(4) 委員会（総務委員会、広報委員会、経営委員会、技術調査委員会、事業委員会、事業量確保対策特別委員会）各委員会とも 年6回開催、(5) 地区協議会（南部、中部、西部、北部）各協議会とも年4回開催

4. 公益法人としての活動
 - (1) 測量講師の派遣
 - (2) 昭和62年度「違反建築・違反宅造をなくす住みよいまちづくり」運動に協賛団体として参加
 - (3) 87埼玉タウン、ウォッチングに後援団体として参加
 - (4) さいたま博覧会に建産連構成団体として参加
 - (5) 全国都市緑化さいたまフェア'87に後援団体として参加
 - (6) 測量無料相談
 - (7) 大宮地図展87（主催 建設省国土地理院ほか7機関）

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

建設業の労働災害は、全国的に減少傾向の中で、埼玉県内の発生は5月20日現在死亡12件（対前年同期比46%減）が発生し災害ゼロを目指す当支部としても極めて憂慮すべき事態になっています。本来労働災害はあってはならない

大前提であります。特に本年度15労働災害防止5ヶ年計画の最終年度にあたっていますので、「墜落、重機、土砂崩壊災害絶滅運動」「安全施工サイクル運動」「安全衛生教育推進運動」を一そう連動させて、安全意識の普及推進を図っていきたいと存じます。当支部の主な事業計画は次のとおりであります。

1. 法令災害防止計画の周知徹底

- (1) 法令周知説明会
- (2) 昭和62年度建設業労働災害防止実施計画の周知徹底

2. 広報、啓蒙事業

- (1) 三大災害絶滅運動、安全施工サイクル運動の周知徹底を図る。
- (2) 機関紙「建設の安全」「建災防さいたま」の発行。
- (3) 行事として、全国安全週間(7/1~7)、全国労働衛生週間(10/1~7)歳末労働災害防止運動(12/1~31)年度末労働災害絶滅月間(3/1~31)全国労働災害防止大会の参加、埼玉県建設労働災害防止大会の開催、安全祈願祭の実施、その他、各種研修会、講習会等の開催

埼玉県道路舗装協会

最近における経済環境は、急激な円高による輸出の低迷、国内需要の伸び悩み等、景気の回復は盛り上がりを欠いている状態であり、公共事業の拡大による活性化が極めて重要であると

考えられます。然し乍らこうした状況の下において編成された国および県などの昭和62年度予算をみると、舗装業界にとって非常にきびしい状況にあると思われます。

協会としてはこのような状況を充分に認識し、会員に対する県工事の発注、設計単価の問題、協会の事業の積極的推進等、大きな関心をもって今後取り組んで行かなければならないことが多いので、今年度は会員各位の御協力をえながら次のような各項目の事業を実施してゆきたいと思います。

1. 舗装技術講習会の開催

- (1) 会員の技術者を対象とした講習会
- (2) 会員の技術者、県、市町村等の技術者を対象とした一般講習会(埼玉県土木部の後援による)
- 2. 会員の技術者を対象とする舗装現場視察研修会
- 3. 県外道路舗装工事の建設及び補修状況についての調査研究
- 4. 設計・施工技術等に関する諸問題の検討及び県との協議
- 5. 会員に対する受注、設計単価の適正化等について関連団体と共同して県土木部はじめ関係機関に対する陳情
- 6. 広報紙の発行(年2回)および会員名簿の作成
- 7. 資料の作成と配布

埼玉県総合建設業協同組合

日米経済摩擦の緩和のため、経済構造の転換が叫ばれ内需中心型経済へ移行が始まるものと考えます。

62年度の建設業界は、公共事業の前倒発注と、大型補正予算の追加が予想されますが、厳しい環境はまだまだ続くものと思われます。

よって、協同組合の運営も同様でありますが、組合員各位のニーズにもとづいた、融資、購買、および福利厚生の各事業を通じ、組合員の利便の向上と組合運営の基盤強化につとめたいと存じます。

1. 融資事業

62年度の融資平均残高は、過年度の実績を勘案し6億5千万円とする。最高残高15億円を目指とする。

2. 購買事業

前年度の実績を勘案し、組合員のニーズにもとづき、取扱品目の増加と共同購入のメリットを生かし売上目標4

3. 福利厚生事業

全国建設業協同組合連合会が実施している第三者賠償事故共済制度は掛金が安く保障が大きく、メリットがあるので組合員の福利充実のため推進する。

経営者大型総合保障共済および、労災上乗せの生命共済は、従来どおりの取扱とする。

〔社〕全国電話設備協会関東支部埼玉地方部

61年度をマクロ的に振返ると、円高不況、貿易摩擦、欧米よりの圧力、内需の落ち込み等厳しい年であります。この様な経済環境のもとで、我々業界も多大な影響を受け、価格の暴落、販売量のダウン、その上保守料収入の減少等で62年度も更に厳しい状況下であります。

今年は電気通信事業法の施行3年目として法の見直しの予定であります。4月28日、全国電話設備協会関東支部の第32回定期総会、引き続き、5月13日全国電話設備第33回の総会が開催されました。唐沢郵政大臣を初め、歴代の大蔵、諸先生方が出席されました。

62年度事業計画の重点施策として、

1. 本年は電気通信事業法の見直しの年に当たり公正なる法体系の確立のため、本部活動を支援し、業界発展に寄与する。
2. 高度化する電気通信制度に対応する教育訓練、講演会並びに各調査研究を充実し会員会社の発展と技術革新に貢献する。
3. 会員増強を積極的に推進し、協会活動の強化をはかる。
4. 施策遂行のため関係官庁のご指導を頂き関連通信業者との連絡協調体制を推進する。
5. 不公正事例の指起により、公正な競争環境を確保し業界の発展に寄与する。

主要事業として、

- ① 会員組織の強化拡充、② NTTとの協調と相互理解の増進、③ 地方部の地位向上、と建設業界との情報交換及び親睦、
④ 会員への情報周知と親睦、⑤ 研究会の開催、⑥ その他

5. 業界紙による情報蒐集
6. 営業懇談会の開催
7. 技術講演会の準備
技術委員会
 1. 技術者懇談会の開催
 2. 現場見学会の実施
 3. 技術講演会の開催
 4. 技術ニュース埼玉の発行
 5. 技術研修資料の購入及び貸出

埼玉県地質調査業協会

去る5月11日に開催された昭和62年度の通常総会において、役員の改選（新会長に田貝博氏を選任）と、本年度の事業計画及び予算案が承認されました。

それに基づき本年度は、

1. (1) 分離発注の問題 (2) 協会員優先指名の問題、(3) 正常単価維持の問題の解決のために積極的な広報活動の実施
 2. 協会員の親睦と団結を図るため厚生活動の活発化
- を基本的課題として、会員全体の協力により事業運営を図るものである。

総務厚生委員会

1. 新入会員の増強
2. 関係諸団体との連携、協調
3. 協会だよりの発行
4. 福利厚生事業の実施

広報委員会

1. 協会のPR、及び、陳情活動
2. 積算資料のPR
3. 協会業務案内の発行と配付
4. 雑誌「地質と調査」の配付



告知板

県建設工事発注標準額

一部改正

県は、このほど埼玉県建設工事等入札参加者の資格等に関する規程（昭和57年埼玉県告示第1,804号）第14条（建設工事の指名業者の選定）第1項に規定した発注標準額のうち、建築一式工事におけるⒶ級＝3億円以上→2億5千万円以上、A級＝1億円以上3億円未満→1億円以上2億5千万円未満に改正。

また、同項表中建設工事の欄カッコ書きの「土木一式工事」を削除する改正を行い、6月1日施行とした。

（県内業者）

	土木一式	建築一式	とび・土工	管	電気	ほ装	造園	その他	合計
Ⓐ 級	13 (12)	20 (21)	—	—	—	—	—	—	33 (33)
A 級	105 (92)	71 (64)	13 (10)	62 (55)	45 (37)	17 (18)	11 (8)	40 (43)	364 (327)
B 級	212 (207)	168 (159)	43 (38)	144 (126)	97 (82)	101 (92)	56 (48)	164 (142)	985 (894)
C 級	239 (208)	147 (160)	696 (563)	460 (430)	191 (196)	776 (666)	350 (310)	1,100 (964)	3,959 (3,497)
D 級	876 (802)	528 (479)	—	—	—	—	—	—	1,404 (1,281)
合 計	1,445 (1,321)	934 (883)	752 (611)	666 (611)	333 (315)	894 (776)	417 (366)	1,304 (1,149)	6,745 (6,032)

（県外業者）

Ⓐ 級	202 (199)	196 (203)	—	—	—	—	—	—	398 (402)
A 級	179 (194)	95 (86)	159 (165)	204 (209)	250 (246)	106 (112)	50 (51)	871 (854)	1,914 (1,917)
B 級	97 (112)	93 (89)	105 (110)	58 (63)	40 (47)	68 (75)	30 (24)	347 (353)	848 (873)
C 級	40 (35)	25 (28)	129 (127)	75 (81)	43 (38)	110 (117)	79 (81)	397 (404)	898 (911)
D 級	93 (118)	55 (55)	—	—	—	—	—	—	148 (173)
合 計	611 (658)	464 (461)	393 (402)	347 (353)	333 (331)	284 (304)	159 (156)	1,615 (1,611)	4,206 (4,276)

コンクリート中の塩化物総量 規制及びアルカリ骨材反応暫定対策の試行について

県はこのほど、標記試行に際し試行実施要領（土木編及び建築編）を定め、6月1日以降打設するコンクリート工事から実施することとした。実施対象工事は、次のとおりである。

土木工事の実施対象工種

(1) 河川関係

水門、樋門、樋管、用排水機場（上屋は除く）、堰、床固め、護岸（根固めブロックも含む）、砂防ダム、流路工

(2) 道路関係

R Cスラブ橋上部工、R C T桁橋上部工、P Cプレテンション橋上部工、P Cポストテンション橋上部工、鋼橋R C床版、橋台、橋脚、擁壁（H = 1m以上）、門型函梁、箱型函梁、トンネル、共同溝、コンクリート舗装。

上記工事の基礎工事（場所打ち等）も実施対象とする。

建築工事実施対象工事

原則として、2階建以上、かつ、延べ面積1,000 m²以上の新築工事とする。

ただし、上記工事の付属建築物等は、実施対象工事から除くものとする。

雇用安定のために県が緊急対策会議を設置

県は、円高などによる経済不況によって製造業を中心に雇用の悪化や失業者が増加していることを重視、去る6月1日官民からなる「緊急雇用対策連絡会議（座長関根秋夫副知事）」を設置し、失業防止、再就職の促進など、総合的な雇用安定対策を進めることとし、同月3日に開催された第1回会議には、当建産連から長島専務理事がその構成員として参加した。県のまとめによると、本県には雇用悪化の著しい鉄鋼、造船等の業種こそないものの、円高や輸出不振等から製造業を中心に雇用情勢は近年に例をみないほど深刻化し、61年度の平均有効求人倍率は0.68、また、総務庁の調査によれば、埼玉を含む南関東の62年1月～3月の完全失業率は3.0%に達している。

この会議は、県関係部局のほか、建産連を含む経済6団体と県労働組合評議会及び埼玉地方同盟の労働2団体から成っており、その代表者で構成されている。

なお、県においてはこの会議に呼応して、雇用創出や求人開拓を推進するため、次のとおり求人求職サービス電話として、いわゆる雇用10番を県内7カ所の職業安定所に設置した。

川口職安 0482(55)4994

熊谷職安 0485(25)4994

大宮職安 0486(65)4994

川越職安 0492(45)4118

所沢職安 0429(28)4118
春日部職安 0487(36)4118

草加職安 0489(36)4118

定期刊行物

月刊 建設物価

●積算・調達・労務管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■毎月1日発行／B5判約700頁・定価2,800円(税別)

※年間予約購読料(臨時増刊等含)28,200円(税共)

月刊 建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■毎月10日発行／B5判約170頁・定価950円(税別)

※年間予約購読料 10,800円(税共)

専門図書

62年度版 建設省土木工事積算基準

B5判 650頁・定価 5,800円(税別)
(350円)

62年度版 土木工事積算基準マニュアル

B5判 870頁・定価 6,200円(税別)
(400円)

改訂24版 建設工事標準歩掛

B5判 870頁・定価 8,900円(税別)
(400円)

62年度版 土木工事積算標準単価

(新刊) B5判 380頁・定価 3,200円(税別)
(300円)

新刊 建設機械の管理と施工

B5判 440頁・定価 4,800円(税別)
(300円)

62年度版 土地改良工事の積算基準と積算実例

B5判 420頁・定価 4,200円(税別)
(300円)

改訂版 下水道工事設計積算の実例解説

B5判 310頁・定価 3,500円(税別)
(300円)

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

本 部

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)
電話 (03) 663-8761代 郵便振替 東京1-71833

大阪事務所

〒532 大阪市淀川区宮原3丁目5番24号(第一生命ビル)
電話 (06) 399-2451代 郵便振替 大阪0-20569

埼玉の城館跡を知る好個の施設

—県立歴史資料館—

記者は初夏の薰風を背に5月2日、比企郡嵐山町の埼玉県立歴史資料館を尋ねた。国道254号を嵐山バイパスに左折、したたるばかりの緑を両側にほどなく目指す白亜の建物を左に眺めることができた。

受け付けで来意を告げ調査研究部歴史資料室の栗山欣也室長の応待を受け、1時間余の談話を交わしたあと館内案内と説明を受けた。

同資料館は、国の指定史跡菅谷館跡面積約12万平方メートルの北東部の一角（往時の掘手門から入った三ノ郭跡の一部）、敷地面積約1万平方メートルにRC造3階建、延べ3520平方メートルの本館棟（歴史資料館）と展示館からなり、昭和50年6月に本館棟、52年9月に展示館が相次いで竣工している。

この施設は、郷土に関する歴史、考古、民族資料の収集・管理、調査・研究とその成果の活用を図る県営の教育施設であって、昭和51年4月開設の本県唯一の施設である。

また、同館は上記の設置目的のほか史跡「菅谷館跡」の管理も業務の一つとしている。

この菅谷館跡は、昭和48年5月に国の史跡として指定を受けているが、本来この地は武藏武

士の典型といわれる畠山重忠ゆかりの地とされている。これまで知られたものは本郭、二ノ郭、三ノ郭、西ノ郭、南ノ郭等の存在と、それらを防備する土壘、空堀等の遺構であるが、往時疊を連ねたことであろう建物の構跡は具体的に分っていない。しかし、本県内に数ある城館跡の中でも規模の大きいこと、原型をとどめている点で、寄居町の鉢形城趾と双壁と目されている。

さて、展示館内の模様は、まず歴史展示室で目につくものは、狩と狩獵の時代（先土器時代）比企郡を中心の出土品、いわゆる比企の弥生文化の流れと、平安時代末期から鎌倉時代にかけて興亡を繰り返した「武藏武士」の城館跡を見ることができ、ここ菅谷館跡古図やその存在を誌した吾妻鏡の一節が目にとまる。

次に民族展示室では、民間信仰（板石塔婆）の有様、中世の暮らしを知る生活用具、中世以降の農耕、養蚕、織機や伝統の手仕事用具などの資料等近世までの農山村生業が偲ばれる数々を見ることができる。

こうした見る展示室のほか、百人を収容する講座室があって、主に城館をテーマとする講義が一定のスケジュールにより専門講師によって



開講され、学究、趣味学習の両面から年令を問わず各層が受講できることになっている。

受講もさることながら、老古、歴史に心ある方は一度足を運ばれることをお奨めしたい。(W)

国道254号嵐山バイパス区間のはば中間、国立婦人教育会館を目指せばその北側、駐車場完備。休館は原則月曜日、電話0493-62-5896番。

日光御成道宿場町のなりわいと 生まれた偉人の業績を展示

—鳩ヶ谷市立郷土資料館—

5月22日、鳩ヶ谷市立郷土資料館を訪づれた。鳩ヶ谷の中心街を市商工会の建物を目当てに同館はその隣りであった。一見オフィスビル風の建物、来意を告げたところで先着の参観者とともに係員の案内を願うことにし、展示室ごとに懇切な説明で一巡した。

同館は、昭和56年11月の開館でこの種の施設としては県内でも早い方、建物はRC造3階建（一部4階）、床面積617m²、規模としてはさして大きなものではないが、規模より内容と自負のとおり、この道の研究者が遠く九州、東北からも来館を見ているといわれるが、展示品の全てが地元市に係るもので、同市の歴史となりわいを語り尽すものである。

2階が一般展示室で、まず、有史前からの遺跡出土品の数々、往時日光御成道の宿場であった同市を物語る本陣の遺構をはじめ、古く地場産業であった釣竿づくり、藍染のほか江戸時代米の集散地として賑った商家の佇いを見ることができる。

3階は、展示小室と研究室で、展示室には同市が生んだ偉大なる人物「小谷三志」「大熊氏広」2人の人となり及び業績を各1室ごとに展

示し見せてくれる。

前者は、江戸時代（明和2年1765～天保12年1841）の社会教育者、若くして和学、漢学に精通、特に信仰の道（不二孝、不二道という）を極め、実践躬行をもって多くの子弟を導く一方、済民ということから水防（築堤）工事にも活躍した。かの二宮尊徳翁もこの人の思想に敬仰した1人。生涯質素を旨とし遺言により墓石は自然の丸石を重ねたものとした（同市内地蔵院）。

後者は、安政3年（1856）現在の鳩ヶ谷市三つ和に生る。わが国洋風彫刻の草分けといわれた人。幼少より絵画を好み光琳派に学びのち洋画を志したが明治9年設立の工部美術学校に入学、彫刻科を専攻、イタリア人教師の指導を受け、洋風彫刻で名を挙げわが国銅像の発端といわれる大村益次郎銅像（靖国神社社頭）を製作したのをはじめ、わが国歴史上名をはせた多くの人の銅像、胸像を製作したほか、皇居造営の彫刻をも手がけるなど数々の名作を遺し昭和9年東京で没した。

話題が人物伝になったが、郷土埼玉が生んだ先覚者の中にかかる人物の存在を知らなかった記者として敢て探訪記に加えさせて頂いた。



なお、同館では本年鳩ヶ谷市制20周年に当たることを記念し、7月19日（予定）から1ヶ月の間「鳩ヶ谷の誕生展」を企画していますので、足を運ばれることをお奨めしたい。（W）

—所在—

鳩ヶ谷市本町2丁目1-22

電話 0482-83-3552代

創立10周年記念海外研修旅行

(社)埼玉県造園業協会

当協会では創立10周年を記念して、会員32名が参加して「日本庭園のルーツを尋ね、ソウルオリンピック競技場施設見学」の海外研修を行った。

一行は松本会長を団体とし、財団法人日本造園業協会顧問木村英夫氏を講師に迎えて62年5月17日成田空港を立ち、釜山空港を経由して韓国の古都慶州に雁鴨池、鮑石亭、佛国寺、古墳公園を尋ね、ソウルへ移動し昌徳宮、秘苑、景福宮、国立中央博物館を訪ずれ日本庭園のルーツを探り、ソウルオリンピック競技場を見学ソウル空港を5月20日午後出発帰国した。



慶州 佛国寺の一行

作業員の限界

埼玉県建設大工工事業協会
会長 後藤 喜平

61年度後期の技能検定の結果、当協会に関係する「型枠施工」は6名の合格者がいました。

昭和54年に当協会が委託、実施してより、一級212名、二級36名の合格者を出していますが、受験者数は54年度88名に対し、61年度は15名でした。

社団法人日本建設大工工事業協会の経営実態調査表を見ますと、「作業員の年令別構成（61年9月実施、11月まとめ）」では、20才未満2.5%、20才代14.1%、30才代26.2%、40才代33.5%、50才以上23.7%と、若年作業員の減少が顕著です。

このような状態ですと、受験者の数にも限界があり、今後の技能検定のあり方についても考えさせられるものがあります。

当協会会員も、各種安全衛生教育、ならびに、型枠、木工事作業手順書、型枠施工標準の作成、指導等、建設下請専門業者として、頑張っています。

しかし、現社会の賃金より低い賃金、又、不安定な職業なので、北海道、東海地区からの報告によると、年々一割前後の転職者を出しているとのことです。

この様な職人不足は、内需拡大、国際居住年

である今年でも、加速度的に増えるものと考えざるをえません。

県関係部局長との懇談会開催

(社)埼玉県測量設計業協会

当協会は、去る5月11日（月）、建産連会館センター特別会議室において、県部局長との懇談会を行った。

県側からは、池田平八郎木土部長、飯田豊住宅都市部次長、関根幸雄農林部次長、黒沢幸久公営企業管理者が出席、また協会側からは、顧問の斎藤大丈夫、野口貞夫両県会議員、小山正夫会長ほか12名の役員が出席のもとに行かれた。

懇談会では、①2月17日知事へ陳情の測量設計業務にかかる要望事項、②各部局所管の昭和62年度県予算及び関係事業の概要ならびに執行方針を主題に、その見解及び説明を受け、関連質疑を行った。

ここ数年来、公共事業関連予算の伸び悩み傾向のなかにあって、本年度は道路台帳業務が終了し今後著しい受注減が予想され、会員の経営環境は一途に厳しさを増す事態を背景に、受注機会の拡大、事業量の確保、積算の適正化による経営基盤確立方を訴えた。これに対し、県側は、県内業者優先の基本姿勢を確認、一方業界に対しては、発注者等に協会会員の優れたところをPRし、一方発注者のニーズに応える一層の

努力が要請された。

(陳情事項)

1. 協会会員の優先指名
2. 年間発注の平準化、端境期対策
3. 事業量の確保
4. 積算の適正化

『知って欲しい下請と元請け』

埼玉県内装仕上工事業協同組合
理事長 大沢 金次

これはある匿名座談会だそうです。

よくぞ発表して下さいました。司会の方に心から感謝します。

一昔前までは大小はあっても元請と下請の関係は親子も同然、元請は下請を良く面倒を見ていました。それが現在は全くよく面倒をみてくれる元請と全く殺すだけ殺せ／絞るだけ絞れ／と二極分解しています。

。その1. 面倒をみてくれる会社とは、よく下請けの気持を察し適正見積りで予算のある時はそのように、無ければ我々もこれに協力。その代り現場仕上り精度はプロとしての技術を要求されます。我々も張り合いがあります。その上よく下請けの気持を察し、諸費用を最少限度に食い止めてくれます。

。その2. 見積り合せだ。ネットを出せ。1割引け。また下げろと限りなく競合させてようや

く契約に漕付けたと思えば、現場顔合せ会、中間打合せ会、安全協力会費、打上げ会、仕上り広告費、花見だ、旅行・総会・ゴルフ会だと限りなく出費が続き、こんな会社に限り締切日繰り上げ、手形期日延長、内金、オール手形、端し切りなど全く下請の哀れさを感じるのであります。

どちらが成長するのか、歴史が勝負の軍配を擧げてくれることでしょう。

今後は下請けも多少我が身の哀れさを感じることでしょう。そして下請の高令化と数も減るので残酷な元請の監督さんから元請選別の時が来るかも知れません。

どうか下請も人の子、心のぬくもりを感じる元請であって欲しいものです。

人事往来

員の補選により、右表のとおり決まりました。
昭和62年度通常総会（5月29日）における役

一変：新築同様に

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

塗装による社会奉仕活動の一環として、国際障害者年を機に7年目を迎え、すっかり定着した福祉施設塗り替え工事が本年度事業として早々に4月22日～4月24日の3日間にわたり協力会員33社、メーカ神東塗料の協力を得て、川越市笠幡の養護施設「埼玉育児院」の児童棟外壁、屋根、フェンス、遊技場等塗り替えた。連日真夏を思わせる強い日差しの中での作業でしたが大変感謝されました。

(順不同)

役職名	所 属 団 体 名	新選任者氏名	辞任者氏名
理 事	埼玉県建設大工工事業協会	後藤 喜平	渡辺 実次
	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	岩崎 照夫	斎藤邦之助
	埼玉県道路標識標示業協会	深井 進	小川 時男
	埼玉県総合建設業協同組合	神戸 清二	金子 敏隆
	埼玉県地質調査業協会	田貝 博	松村 弘
評議員	埼玉県建設大工工事業協会	渡辺 昭一	小嶋 清美
	埼玉県道路標識標示業協会	河田貴久治	中村 正
	埼玉県総合建設業協同組合	関根 宏	神戸 清二
専務理事	(社)埼玉県建設産業団体連合会	長島 孝因	田村 正三

一利用のお知らせ一

埼玉建設労働者福祉センターに 『視聴覚設備装置』整う

建産連センター管理事務室

埼玉建設労働者福祉センターは、働く者の福祉の増進を図ることを目的に雇用促進事業团によって設けられた施設で、すでに同センターの大ホールや会議室は、関係団体主催の研修会や講演会場等として広く利用されていますが、このほど同事業団は建産連の要望に応えて、下表に掲げる視聴覚設備装置を整えました。

また、同センター3階の大ホールには従来から音楽装置はあつたもののワイヤレスマイクが使えないなどの不便がありましたが、この視聴覚機器の整備にあわせて音響装置の改良も行われましたので、これからは同ホール内の遠隔席からのマイクを通しての発言や会話も容易にできるようになりました。

これらの装置を十分に活かし、効果的な研修会や講習会がもたれますよう、大いに期待します。なお、視聴覚装置の利用に当たっては、センター管理事務室にお申し込みください。



〔2階第1会議室に装置した施設及び機器〕

品名	型式	数量
①ビデオ卓装置		1式
VHSビデオ	松下 AG-2750	1
ベータービデオ	ソニー SL-HF507	1
アンプ	松下 WA-830A	1
ミキサー	" WR-X01	1
ワイヤレスチューナー	" WX-1000	1
ワイヤレスチューナー	" WX-D201	2
ユニット		
モニターテレビ28型	" TM-281V	1
卓本体	AVCC 特型	1
②マイク・スピーカー関係		1式
ワイヤレスマイク		
ハンド型	松下 WX-1100	1
ワイヤレスマイク		
タイピン型	" WX-1200	1
ワイヤレスアンテナ	" WX-1410	1
ダイナミックマイク	" WM-359	1
メインスピーカー	" WS-1410	2
③16ミリ映写装置		1式
16ミリ映写機	北辰 210F	1
ズームコンバーター	"	1
④スライド映写装置		1式
スライド映写機	エルモ AS-3000A	1
映写レンズ	" 75~120ミリ	1
オートキャリアー	" タテ・ヨコ	各1
⑤スクリーン装置		1式
スプリングローラ式		
スクリーン	W1800×H1350	1
⑥講演卓	イトーキ LCG-11 4 S-11	1

〔3階大ホールに装置した施設及び機器〕

品名	型式	数量
①16ミリ映写装置		1式
16ミリ映写機	北辰 X-310	1
交換レンズ	100ミリ	1
ズームコンバーター		1
映写台	AVCC 特型	1
②スライド映写装置		1式
スライド映写機	北辰 SLP-360S	1
映写レンズ	" 180~300ミリ	1
レンズ用プラケット		1
映写台		1
③ビデオプロジェクター装置		1式
ビデオプロジェクター	松下 TH-1055	1
④VP用スクリーン装置		1式
電動吊下式	W2000×H1500	
⑤ビデオ卓装置		1式
VHSビデオ	松下 AG-2750	1
ベータービデオ	ソニー SL-HF507	1
モニターテレビ	松下 TM-110V	1
A Vスイッチャー	ピクター SW-05改	1
ビデオ用リモコン操作ボックス	AVCC 特型	1
⑥卓本体		1
⑦映写室用コネクター		1式
⑧ワイヤレス装置		1式
ワイヤレスチューナー	松下 WX-1000	1
ワイヤレスチューナー	" WX-D201	2
ユニット		
マウント金具	" WZ-LCV-A44	2
ワイヤレスアンテナ	" WX-1410	2
ワイヤレスマイク	" WX-1100	1
ハンド型		
ワイヤレスマイク	" WX-1200	1
タイピン型		
⑨VP用スクリーンボックス		1式

全国建産連昭和62年度通常総会開かれる

府県建産連の緊密な連携による活発な事業展開をめざして

全国建設産業団体連絡協議会の昭和62年度通常総会が6月8日、東京・虎ノ門の東京農林年金会館に、加盟30府県建産連から理事、評議員など約130人を集めて盛大に開かれ、昭和61年度事業報告と収支決算の承認、昭和62年度事業計画と収支予算を可決した。なお、昭和61年度の収支決算については、当連合会の小山副会長が監事として事前に監査に当たり、また総会においては監事代表として監査報告を行った。さらに任期満了に伴う役員改選で新会長に当連合会の斎藤会長を、また副会長には河津（静岡）、前川（福井）、小崎（京都）、姫野（徳島）、後藤（大分）、望月（岩手）の各府県建産連会長を選任した。

総会の冒頭あいさつに立った升川会長は「昭和56年に当初6県の建産連で発足した協議会も、いまや30府県建産連の加盟をみると、さらに本年度においても数県の加盟が期待されるなど、協議会へ寄せる内外の関心は極めて高いと述べたうえ、いま国においては緊急経済対策を決定し、内需拡大政策として6兆円を超える大型補正予算の7月成立をめざして取組まれているが、この動きに大きな期待を寄せるとともに、

業界自らも活力ある挑戦的産業へ脱皮することに努力し、また、全国建産連は建設産業にかかる全業種を網羅した特色ある全国組織として、なお一層の知恵と力を結集して組織の充実、強化を図るべきであるとの考えを表明した。

また、総会の場には建設省大臣官房の真嶋審議官をはじめ、建設経済局小野建設業課長、財建設業振興基金大橋理事等が来賓として臨席されたが、来賓を代表された真嶋審議官は祝辞のなかで建設業法の一部改正や最近の建設業に関する諸情勢にも触れ、特に建設投資見通しについて付言し、「現状では対前年比3.1パーセントの伸率と推定しているが緊急経済対策に5兆円規模の公共事業投資を追加した場合の対前年比は8.8パーセント程度の伸率となる。このような投資額となった場合一部には果して建設業界は消化できるのかとの懸念がある。勿論建設省は大丈夫だと説明している。労務、資材も現状では心配ない。

もしも昭和62年度に需給がひっ迫するようになれば、明年度の予算要求は腰くだけになってしまうおそれがある。このため建設省はこの好期を逸することなく最大限頑張るが、関

係業種を横断的に組織している建産連も、大いにその力を発揮してもらいたい」との、役割の重要性と期待の大きさを強調された。一方、役員改選により新会長となった当連合会の斎藤会長は、議事終了後の新任あいさつで「各府県建産連の協力を得て与えられた重責を全うすよう最善の努力を傾注したい」と述べ、さらに各府県建産連の連絡、協調とそれぞれの地域特性に応じた事業活動の活発な展開を要望し、また抱負の一端として深刻な技術労働者の不足問題を取り上げ、この対策のための調査をぜひ実施したいとの意欲をのぞかせた。

なお、昭和62年度事業計画として

1. 建産連活動の充実を図るため、調査の実施と情報の収集及び連絡調整
2. 住宅、社会資本整備の促進、業界・中小企業の振興育成等に係る建議、陳情
3. 建産連活動の啓蒙、宣伝
4. 建設産業の体質改善のための調査、研究
5. 建産連未設置県の設立促進等と組織の強化
6. 組織基盤の確立と法人化へ向けての検討の6項目を掲げた。



民間建築工事の適正価格推進方策

全国建産連適正価格推進懇談会の最終報告出る

全国建設産業団体連絡協議会に設けられた適正価格推進懇談会（埼玉建産連の斎藤会長を座長とし、岩手、岐阜、三重、福井、京都、高知及び大分の各府県建産連会長で構成）は、過去2回にわたって中間的な検討結果が報告されたが、このほどそれらを総括した最終の報告が、昭和62年6月8日全国建産連の通常総会を機に出された。

この報告内容は次に掲げたとおりであり、切実な現状認識に立って、業界自体も当事者の方として改善に向け努力すべきことを訴えるとともに、行政当局に対しても問題点を指摘し、その是正を図るよう建設省への提言を行ったものであるが、私たち一人ひとりも他力本願でなくこの問題を関係者の一員として厳粛に受け止め、不当安値受注防止に積極的に取組むことが必要であろう。

総 論

当懇談会は、昭和61年2月から3月にかけ各府県建産連の協力のもとに実施した「民間建築工事における不当安値受注の実態調査」の結果から、事態の深刻さを冷静に受け止め、適正化を図るために早急に講ずべき方策はなにかを模索した。この結果、当面の措置として次の1に掲げる事項を建設産業界自体の問題として改善

に向け努力すべきものとし、また、次の2に掲げる事項を骨子として行政当局に建議すべきものと思料した。

なお、現状に見られる不当安値受注の主因は、長期にわたった公共投資額の減少と経済不況による民間投資の伸び悩み、建設需要と業者数のアンバランス及び少ない需要に対する大手業者と中小業者の競合、業者自体の無自覚と財務基盤の脆弱な業者同志のその場しのぎの受注の取り合い、発注者の認識不足と安値指向の一般的商慣習、その他行政の立遅れ等であって、しかもこれらの要因がさまざまな相関によって安値受注を一層煽る結果となっている。もしこのような状態を手をこまねいて放置するならば、善良な組織内の業者は、その存亡が危惧されるのみならず建築工事全般の品質低下や作業上の安全管理の低下等を惹起し、さらに建設産業の衰退さえ招くであろう。このため全国建産連は、今後においてもこの民間建築工事適正価格推進の問題は恒常的な課題としてとらえ、今後行政当局が講ずるであろう諸施策を見守ると同時にそれらの施策に協力し、また、一層の調査研究等により効果的な対応策を講ずる必要がある。

1 建設産業界の自助努力について

不当安値受注が強いられる原因として、需給

のアンバランス、発注者の無理解と低い指値、あるいは設計積算の甘さ等の理由があったにしても、敢えて不当な安値受注を行なう当事者の一方は、組織の内外を問わずまぎれもなく建設業者そのものであって、業界自体に責任の一半があることは否めない。このため全国建産連は、行政当局の有効、適切な施策に期待するとともに、次の事項について対外的な働きかけを行い、かつ全国建産連を構成する各府県建産連が、固有の事業として取り組む必要がある。

(1) 建設関係団体への協力要請

不当安値受注は業者自らの行為によって生じる問題でもあることから、業者自身がその行動について自重自戒し、結果的に自らの経営を圧迫し、かつ、社会に対して大きな悪影響をもたらす不当安値受注はしないよう、適切な指導を行なうとともに不当安値受注排除のための活発な運動が展開されるよう、協力を要請する。

(2) 設計関係団体への協力要請

不当安値受注を生む原因の一つには、適正な市場価格と著しく乖離した低額な設計積算にあることが挙げられる。設計業者はその立場上、発注者が期待する建築とそのものがどれだけの費用ができるかのアドバイスができる位置にあって、一連の設計、監理、施工という建築過程の中で、設計業者はいうまでもなく発注者に最も近い位置関係にあり、しかも発注者からの信頼度は、その業務の質において施工業者の比ではない。

従って、設計業者の行動如何は、発注者が抱く建築物とその対価への認識に少なからず影響を与えるものと思われる。このため、設計業界内部の自覚を促すとともに、発注者に対して適正な価格による積算の励行や施工業者の選択に当たっては不良悪質な施工業者の排除等について、適切なアドバイスがなされるよう要請する。

(3) 各府県建産連の実施活動

不当安値受注問題の背景には幾多の要素が錯綜しており、一府県建産連の活動や単一の行動をもって解決できるものではない。しかし、だからといってこの対策を他に依存するだけで解決をのぞむことは困難であり、しかもこの問題にからむ原因の一部は業界内部にもかかわるものである。

このため各府県建産連は、それぞれの構成団体と提携してできるものから実施するものとし、例えば(1)及び(2)に掲げた事項をそれぞれの府県版としてその是正に向けての行動を行なうほか、特に不当安値受注の形成に深く関係する施工業者、設計業者、資材業者団体等については意見交換の場を頻繁に設けるなど、相互の理解と協調を深め、地域ごとに適正価格励行の意識高揚を図る等の活動が必要である。

(4) 建設業界の意識変革等への働きかけ

不当安値受注という不正当な競争は、景況による需要減少に伴う過当競争のほか、受注者側の意図や行動にあることも否めない。例

えば特定工事の安値受注を犠牲に将来の受注量の維持拡大を図ろうとするもの、あるいは将来的な受注への期待から、発注者側が求める出精値引等の不合理な取引慣行を安易に受け入れ、原価管理意識を逸脱してまでこれに応じる等である。

これらの問題は、一業者の原価意識や、市場構造改革への期待で解決できるものではない。この是正のために今後適切な行政施策に待つべきものが多大であるが、しかしこれらの悪習は業界自らのものであるので、業界のあらゆる組織力をあげて、一般への啓発とともに業界内の相互牽制や協調を図ること等の活動が必要である。

2 行政当局へ建議すべき事項

この問題について、建設省をはじめとする行政当局により早急に効果的な手立てが講ぜられるよう要請する。

(1) 不当な安値受注防止策の徹底を図ること

① 建設業法第19条の3「不当に低い請負代金の禁止」、独禁法第19条「不公正な取引方法の禁止」の厳格な運用を行うこと。

両法の関係条文はいずれも取引上における地位の不当利用を禁止した規定であるが、現状における民間建築工事受注の実態は、これらの法令も空文に等しい感が否めない。

元来工事の発注者は、経済的な優越性や指名権、選択権等を背景として、とかく請負者を経済的に圧迫し、低価格取引を強いるものであるが、最早地方における中小の

建設産業界にあっては、発注者側の一方的な低い指値等を受容できる状況ではない。

このような取引を現状のまま看過するならば、請負者は元請、下請を問わず、経営が阻害されるのみならず、その結果として不良工事や労働災害等を惹起する虞れなし」としない。

請負者が不当な低価格受注を強いられることを排除し、また、請負者の保護と工事の的確な施工を確保するためにも、これらの法令の趣旨が十分に活かされるよう、厳格かつ適切な運用が図られなければならない。

② 適正価格ガイドラインを早急に設定し、その活用が図られるようPRを強力に行うこと。

この場合の適正価格とは、市場原理に則って公正な競争を確保するに足るものであると同時に、工事の品質に見合う対価と再生産の維持に必要な経費が含まれるものでなければならない。また、一般的な発注者の感覚は単に低廉な価格への追求に偏り、工事の品質に対する知識やすでに建設省において公表された公共工事関係の積算基準等への関心は極めて稀薄であって、ましてや雇用主負担となる従業員の社会保険料など、現場管理費のような間接費については全く無視の感さえある。このため、ガイドラインの設定に際しては、発注者が資金上の判断とともに期待する水準の建築物の選

択が容易にできるよう、適切な情報の提供を行うとともにそれらが活用されるよう積極的なPRが必要である。

(3) 建築物の品質、性能等に関する情報提供制度を整備すること

発注者が適正な価格で自らの期待する性能水準の建築物を取得できるよう、標準単価、積算数量、品質、性能、間接費等の情報提供体制を整備し、あわせて品質、性能等の表示制度を創設する必要がある。

(2) 不良業者等の排除及び許認可の際の審査方法の改善

過当競争による不当な原価われ受注の一因には組織外のなり振りかまわぬ悪質業者があるほか、組織内業者にあっても建設業法に基づく審査あるいは指名の基礎とされる業者の規模、能力のランクづけにおいて、工事経歴や施工高の重視の結果が採算を無視してまで受注を競うという悪弊を招いている。現在この問題については「建設産業ビジョン」の提言を基調とした改善策が真剣に進められていることではあるが、不良業者の参入を排除し、眞に眞面目な業者が正しい評価のもとに、安心して事業活動ができるよう、適切かつ実効ある施策が早期に実施される必要がある。

(3) 公共事業等の量的拡大を積極的に進めること

民間建築工事の不当安値受注を助長させた遠因には長期に及んだ公共投資の抑制策による総体的な建設需要の減少が挙げられる。現

在国においては激化する対外的な貿易摩擦をふまえて、総合的な内需拡大策としてすでに公共事業の見直しを含んだ前向きの取り組みも見られるが、内需拡大による経済の安定を図るためにには、その刺激と影響力の大きさにおいて公共事業の拡大と積極的な住宅政策に優るものはない。業界における適正な市場競争の確保を図り、また先進諸国に大きく遅れをとった社会資本の整備を強力に前進させるためにも、この建設国債の発行を含む公共事業の抜本的かつ大幅な拡大と低額融資枠の拡大を含む住宅政策の強力な展開が必要である。

(4) 市町村に対し、適正価格発注を強く指導すること

民間発注の範ともなるべき市町村の発注工事には概して積算価格の曖昧なものが多く、中には無節操、無定見な歩切りが行なわれ、しかも業者の犠牲によって低額で成し遂げた工事を首長の手柄とするものや、担当者の力量として高く評価する例さえある。地方においては少なからず市町村発注の公共工事の工事費如何は民間工事の指標ともなるので、いわゆる公契連の組織化とその活動を通じて、適正な積算の実施と適正価格による発注を厳格に励行するよう、強力な指導が必要である。また、低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入を強く働きかけ、不当な安値発注の防止を図るべきである。



- 3月24日 全国建設産業団体連絡協議会事務局長会議
東京建設会館全建会議室において、全国建産連組織強化方策及び昭和62年度会費負担額等について協議、加藤事務局長出席。
- 3月25日 建産連ニュース第32号を発刊配布（3,500部）
- 3月30日 埼玉建設労働者福祉センター視聴覚設備整備工事について、雇用促進事業団東京支部技術職員による竣工検査実施。
- 3月31日 全国建設産業団体連絡協議会の組織強化方策について、斎藤会長と建設省小野建設業課長とで協議。
- 4月 7日 広報委員会
建産連ニュース第32号の発刊、第33号の編集、ポスターコンクールの実施方法等について協議。
- 4月10日 県主催の緑化推進協議会に斎藤会長出席。
- 4月15日 全国建設産業団体連絡協議会の運営方法等について、斎藤会長と財建設業振興基金大橋理事とが協議。
- 4月18日 昭和61年度建産連収支決算の調書作成について、鈴木義夫公認会計士から方法等を教示、加藤事務局長、森主事会計士事務所を訪問。
- 4月21日 監事による監査
昭和61年度事業、収支決算及び財産管理について、監事による監査を執行。
- 4月22日 全国建設産業団体連絡協議会正副会長会議
東京建設会館全建会議室において、昭和61年度事業報告、収支決算、昭和62年度事業計画、収支予算及び総会開催日程、その他組織整備方策等について協議。
- 5月 2日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部理事会に斎藤会長出席。
- 5月 7日 正副会長会議
昭和62年度通常総会次第、総会付議事項、役員人事、総会招待者、さいたま博覧会入場券売捌等について協議。
理事会
昭和62年度通常総会次第、総会付議事項、総会招待者等について協議。
- 5月11日 正副会長が県知事応接室に知事を訪問、知事に対して建産連顧問の就任方を依頼。
- 5月12日 埼玉県建設業協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月14日 埼玉県建築士事務所協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月15日 さいたまユーフォニアムアイプラン推進委員会に斎藤会長出席。
- 5月18日 埼玉県測量設計業協会通常総会に斎藤会長、加藤事務局長出席。
- 5月19日 埼玉建築土会通常総会に今西副会長出席。
埼玉銀行懇談会に斎藤会長出席。
- 5月20日 埼玉県空調衛生設備協会通常総会に加藤事務局長出席。
- 5月22日 埼玉県宅地建物取引業協会通常総会並びに埼玉建築設計監理協会通常総会に斎藤会長出席。
埼玉県電気工事工業組合通常総代会に加藤事務局長出席。
- 5月25日 ヘルシー埼玉県民会議理事会に斎藤会長出席。
財埼玉県建築住宅安全協会理事会に斎藤会長出席。
- 5月28日 埼玉県電業協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月29日 通常総会
昭和62年度建産連第8回通常総会を建産連会館センター第1会議室において開催し、昭和61年度事業報告、一般・特別両会計収支決算並びに昭和62年度事業計画、一般・特別両会計収支予算を承認議決、続いて役員の補欠選任を行った。
- 6月 1日 全国建設産業団体連絡協議会の通常総会準備のため山形、埼玉、静岡の3県事務局長会議が財建設業振興基金会議室で開催され、長島専務理事、加藤事務局長が出席。
- 6月 3日 県主催の緊急雇用対策連絡会議に長島専務理事が出席。
- 6月 8日 全国建設産業団体連絡協議会通常総会
東京農林年金会館において昭和62年度通常総会が開催され、昭和61年度事業報告及び収支決算並びに昭和62年度事業計画及び収支予算について審議し、いずれも原案どおり承認議決された。
また、役員改選により新役員を選任したが、新会長に当県建産連の斎藤会長が選ばれた。正副会長出席。
- 6月 9日 全国建設産業団体連絡協議会会长県事務引継、加藤事務局長、森主事出席。
- 6月10日 全国都市緑化さいたまフェア実行委員会幹事会に長島専務理事が出席。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村治作	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-9971
(社)埼玉県電業協会	会長 積田鉄治	"	"	0488 64-0385	埼玉県コンクリート製品 協同組合	理事長 小林省吾	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本孔志	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート压送 事業協同組合	理事長 野口勇雄	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4311
東日本建設業保証㈱ 埼玉営業所	所長 鈴木武信	"	"	0488 61-8885	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 長谷川博俊	"	"	0488 66-1775	埼玉県下水道施設 維持管理協会	会長 沢田広	大宮市三橋2-402	330	0486 44-7417
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山清	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0242	埼玉県道路標識標示業協会	会長 深井進	上尾市上野57-1	362	0487 81-2590
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 石塚清	与野市大字下落合 字西谷38	338	0488 55-4111	(財)埼玉県建築住宅 安全協会	理事長 安藤晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65-0391
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 小築裕明	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4381	埼玉県内装仕上工事業 協同組合	理事長 大沢金次	熊谷市大字広瀬165	360	0485 21-7711
埼玉県建設大工工事業協会	会長 後藤喜平	"	"	0488 62-9258	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 神戸清二	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64-2811
(社)埼玉建築士会	会長 小川清	"	"	0488 61-8221	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県建築士 事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤裕	"	"	0488 66-4331
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	0488 61-2304	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部長 河村仁	大宮市浅間町1-4-4	330	0486 42-5771
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県地質調査業協会	会長 田貝博	浦和市別所3-32-1	336	0488 62-8221
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会長 今西定雄	"	"	0488 66-4061	関東中央生コンクリート 工業組合埼玉支部	支部長 田中瑞穂	浦和市東高砂9-1	"	0488 85-8621
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 清水茂三	"	"	0488 62-2542					

建産連ニュース 第33号

昭和62年6月25日印刷発行

編集社団
発行法人 **埼玉県建設産業団体連合会**

郵便番号 336
浦和市鹿手袋597番地
電話 (66) 4301

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月